［繰延償却資産］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
社債発行費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
開発費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

（２）第４条第５項関係

［報酬率］　（単位：％）

項　目		年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値			
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率			
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率			
事業報酬率				

（３）第４条第６項関係

［一般送配電事業の報酬率］　（単位：％）

項　目		年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値			
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率			
他人資本報酬率	直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率			
事業報酬率				

（記載注意）

・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

・項目別明細表のうち、第４条第４項関係については、第４条第２項第１号又は同条第３項第１号関係、同条第２項第２号関係、同条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。